

## 2. 「斎場運営形態検討会議」における議論

### (1) 運営形態の検討経過

- 斎場の運営主体は、旧厚生省通知により、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、（中略）原則として市町村等の地方公共団体でなければならず（後略）」とされていることから本市が経営し、これまで必要な職員を配置して直営により運営を行ってきた。（別紙2参照）
- しかしながら、本市の財政状況、事務事業の総点検、市政改革の新しい構想等の動きに沿って、平成22年度に効率的な斎場運営の方式に関して議論を進め、まずは、平成23年10月から小林斎場、佃斎場の斎場業務のうち技能職員にかかる業務をすべて民間委託する中で、その有効性、効率性、公平性等の検証を行うこととした。
- 今日、市民の火葬に対するニーズも多様化していることを踏まえて、利用者のサービス水準向上を図りつつ、運営コストの削減を行う観点から、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入など斎場運営形態のあり方について検討を行うために、平成23年8月から経済・法律等の専門家及び学識経験者などの委員の下、「斎場運営形態検討会議（以下、検討会議という）」を設置した。

### (2) 「検討会議」における意見のまとめ（抜粋）

- 斎場運営形態の検討にあたっては、

まず、「サービスのあり方」「業務の効率性と改善」「施設のあり方」「その他」の4項目で、「当面の課題」と「中長期の課題」に分けて整理した。そのほとんどが当面の課題として対応しうるものである。

次に直営、業務委託、指定管理者制度の運営形態別に、その性格やメリットとデメリットを整理した。さらにそこから考えられる運営形態別に、「安定性」「経済性」「サービスの質」「リスク対応」「公平性」の観点で評価し、課題を整理した。

以上の検討から、直営、業務委託、指定管理者制度の3つの運営形態を比較した結果、指定管理者制度に優位性があると考えられる。

しかし、どの様な運営形態においても、メリットとデメリット、また課題がある。したがって、メリットを活かし、デメリットを最小限に抑え、課題を解決する工夫が必要である。

指定管理者制度では、管理権限が委任されることで、受託者が民間のノウハウを活かして市民ニーズに対応した柔軟な運営が行える、経費の削減効果がある、

指定管理者とリスク分担することにより、大阪市の事業運営リスクが軽減できる、といったメリットがある。

一方で、指定管理者制度を適用する際には、経営破たんによる事業の中止が起きること、災害など予期せぬ緊急の事態において協定上の定めが無い場合は、対応が困難になることが予想される。そのため、対策を詳細に講じておく必要がある。

また、直営により長年蓄積されたサービス水準の維持や技術の伝承等をどのように取り込んでいくのかも十分に考慮していかなければならない。

指定管理者制度が望ましい運営形態ではあるが、全国的に見て、指定管理者制度による受託者が炉メーカーなどに限られる等の状況を考慮すると、当面は、直営と指定管理者制度を並存させ、状況を把握しながら順次指定管理者制度を拡大していくことが望ましい。